

謝金に関する基本的なルール

■平成 30年 4月 1日施行

特定非営利活動法人

ワンファミリー仙台

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（以下、「法人」という）における研修会等の講師等に対する謝金についての必要な事項を定めるものです。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、研修会、会議等において法人が依頼した講師（以下、講師等という）に対して支払われる金銭をいいます。

(規程の対象)

第3条 法人主催の研修会、会議等で講師等を務めた全ての者に対して適用するものとします。

(謝金の基準)

第4条 (1) 講師等へ支払う謝金の金額は次のとおりとします。なお、交通費および宿泊費などの旅費については、原則として「旅費規程」を準用します。

1. 講演会講師 1回あたりの額

教授職、法人代表者、専門職： 50,000円

上記以外の資格職、専門職： 10,000円～40,000円

2. 会議出席謝金 1日あたりの額： 5,000円～20,000円

「謝金の標準支払い基準」(平成27年3月6日各府省等申合せ)の「会議出席謝金支払基準」の金額を参考に、別表の通り支給します。区分については会議の内容等を鑑み、決定します。

(別表)

(単位：円)

職名別 単価 区分	標準単価					
	委員長・社長・役員級		委員・部長・課長級		臨時委員・係長級	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	20,000	10,000	17,000	9,000	15,000	8,000
②	18,000	9,000	15,000	8,000	13,000	7,000
③	16,000	8,000	13,000	7,000	11,000	6,000
④	15,000	7,000	12,000	6,000	10,000	5,000
⑤	14,000	6,000	11,000	5,000	9,000	4,000
⑥	10,000	5,000	7,000	4,000	5,000	3,000

(備考)

- (1) 区分①は、法人が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
- (2) 区分②は、法人が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
- (3) 区分③は、法人が開催する会合で一般的なもの（大規模）。
- (4) 区分④は、法人が開催する会合で一般的なもの（中規模）。

- (5) 区分⑤は、法人が開催する会合で一般的なもの（小規模）。
- (6) 区分⑥は、他の区分より下位とすることが適当としたもの。
- (7) 職名による区分については、会議の主旨により出席が重要な意味を持つ場合には、繰り上げることができるものとします。

- (2) 専門職の謝金については、経験年数により判断します。
- (3) 講演時間、指導時間等が3時間を超えるときは、内容等に応じ講師等と調整して決定します。
- (4) 助成金・補助金事業等の実施要綱により謝金の上限が設けられている場合には、それらの上限を上回らない範囲で金額を調整します。

（その他の謝金）

第5条 前条に定める他、法人が必要と認めた場合には、専門家等に謝金を支払うことができるものとします。金額は、講師等の専門性および前条に準じて、都度定めま

す。

（委任）

第6条 この規程で定められていない事項が発生した場合は、理事会で協議し定めるものとします。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とします。